

平成29年第1回阿波市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成29年2月21日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（19名）

1番 谷 美知代	2番 笠井一司
3番 川人敏男	4番 檜原伸
5番 松村幸治	6番 藤川豊治
7番 吉田稔	8番 森本節弘
9番 江澤信明	10番 松永涉
11番 吉田正	12番 檜原賢二
13番 木村松雄	14番 阿部雅志
15番 岩本雅雄	16番 出口治男
17番 香西和好	18番 原田定信
19番 三浦三一	

欠席議員（1名）

20番 稲岡正一

会議録署名議員

16番 出口治男 17番 香西和好

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 野崎國勝	政策監 市原俊明
教育長 坂東英司	企画総務部長 町田寿人
市民部長 坂東重夫	健康福祉部長 高島輝人
産業経済部長 天満仁	建設部長 大野芳行
教育次長 後藤啓	会計管理者 吉田一夫
企画総務部次長 安丸学	企画総務部次長 石川久
市民部次長 三浦康雄	健康福祉部次長 野崎圭二
産業経済部次長 阿部芳郎	建設部次長 川野一郎
教育次長 高田稔	吉野支所長 松岡厚子
土成支所長 郡久美子	阿波支所長 塩田英司
水道課長 阿部守	農業委員会事務局長 秋山雅彦

監査事務局長 那 須 啓 介

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 妹 尾 明 事務局長補佐 笠 井 久美代
事務局長補佐 大 倉 洋 二

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 行政報告
- 日程第 4 議案第 1 号 平成 28 年度阿波市一般会計補正予算（第 6 号）について
- 日程第 5 議案第 2 号 平成 28 年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 6 議案第 3 号 平成 28 年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 7 議案第 4 号 平成 29 年度阿波市一般会計予算について
- 日程第 8 議案第 5 号 平成 29 年度阿波市御所財産区特別会計予算について
- 日程第 9 議案第 6 号 平成 29 年度阿波市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第 10 議案第 7 号 平成 29 年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 11 議案第 8 号 平成 29 年度阿波市農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第 12 議案第 9 号 平成 29 年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第 13 議案第 10 号 平成 29 年度阿波市介護保険特別会計予算について
- 日程第 14 議案第 11 号 平成 29 年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第 15 議案第 12 号 平成 29 年度阿波市水道事業会計予算について
- 日程第 16 議案第 13 号 個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について
- 日程第 17 議案第 14 号 阿波市農業振興基金条例の制定について
- 日程第 18 議案第 15 号 阿波市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 19 議案第 16 号 阿波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に

ついて

- 日程第 2 0 議案第 1 7 号 阿波市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 1 議案第 1 8 号 阿波市税条例の一部改正について
- 日程第 2 2 議案第 1 9 号 阿波市特別会計条例の一部改正について
- 日程第 2 3 議案第 2 0 号 阿波市介護保険条例の一部改正について
- 日程第 2 4 議案第 2 1 号 阿波市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 2 5 議案第 2 2 号 阿波市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 2 6 議案第 2 3 号 阿波市農業振興審議会条例の制定について
- 日程第 2 7 議案第 2 4 号 阿波市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 8 議案第 2 5 号 阿波市金清自然環境活用センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程第 2 9 議案第 2 6 号 阿波市商工観光審議会条例の全部改正について
- 日程第 3 0 議案第 2 7 号 消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について
- 日程第 3 1 議案第 2 8 号 阿波市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について
- 日程第 3 2 議案第 2 9 号 第 2 次阿波市総合計画基本構想について
- 日程第 3 3 議案第 3 0 号 阿波市道路線の認定について
- 日程第 3 4 議案第 3 1 号 阿波市道路線の変更について
- 日程第 3 5 議案第 3 2 号 阿波市道路線の廃止について
- 日程第 3 6 報告第 1 号 債権の放棄について

午前10時00分 開会

○議長（江澤信明君） 現在の出席議員は19名で定足数に達しており、議会は成立いたしました。

ただいまから平成29年第1回阿波市議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を申し上げます。

まず初めに、組合議会関係についてご報告申し上げます。

昨年の12月26日に徳島中央広域連合議会定例会が開催され、関係議員とともに出席いたしました。

また、2月1日に徳島県市町村議会議員公務災害補償等組合議会定例会が開催され出席いたしました。

次に、各種会合についてご報告申し上げます。

1月2日に平成29年阿波市成人式、1月5日には鴨島東中学校グラウンドにおいて徳島中央広域連合消防出初め式が開催され、関係議員とともに出席いたしました。

また、1月8日には阿波市消防団出初め式、27日には市商工会新年祝賀会、28日には吉野川青年会議所新春互礼会にも出席いたしました。

徳島駅伝関係といたしましては、12月24日に阿波市選手団結団式、1月3日には阿波市選手団出陣式、また4日から6日までの3日間、市長、教育長とともに応援をいたしました。6日にはアエルワでの阿波市選手団の解団式にも出席いたしました。

その他といたしましては、2月1日にクレメント徳島において徳島県市町村トップセミナーが開催され、出席いたしました。

次に、監査委員から平成28年10月、11月、12月分の例月現金出納検査及び監査結果報告書が議長宛てに提出されております。

以上の件の詳細については、関係書類を議会事務局に保管してありますので、ご高覧ください。

次に、受理いたしました陳情書については、既に配付のとおりでありますので、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、市長からお手元に配付のとおり、議案等の提出通知がありましたので、ご報告いたします。

諸般の報告は以上であります。

これより本日の日程に入ります。

本日の日程は、お手元に配付いたしました日程表のとおりでございます。

~~~~~

### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（江澤信明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、16番出口治男君、17番香西和好君の両名を指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定について

○議長（江澤信明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期の決定については、2月14日に議会運営委員会が開かれておりますので、結果については委員長の報告を求めます。

三浦議会運営委員長。三浦三一君。

○議会運営委員長（三浦三一君） おはようございます。

議長よりご指名がございましたので、議会運営委員会の協議の結果について報告申し上げます。

平成29年第1回阿波市議会定例会の運営協議のため、2月14日午前10時から委員会室において、正副議長及び委員8名、理事者側からは市長、政策監、企画総務部長ほか担当職員の出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

まず、今定例会の会期については、慎重に協議をいたしました結果、本日2月21日から3月15日までの23日間に決定いたしました。

議事日程については、既に配付をしてあります日割り表のとおり、本日は、諸般の報告、行政報告、提出議案の説明を予定しております。

3月2日の本会議は午前10時から開会いたしまして、代表質問、一般質問を予定しております。3月3日午前10時に開会し、一般質問、3月6日午前10時から開会し、一般質問、その後、議案に対しての質疑、各委員会への付託を予定しております。

次に、3月7日午前10時から総務常任委員会、3月8日午前10時から文教厚生常任委員会、3月9日午前10時から産業建設常任委員会を予定しております。

次に、3月15日は午前10時から本会議を開会し、各常任委員会委員長の報告、質疑、討論、採決を行い、閉会を予定しております。

次に、代表質問、一般質問、質疑通告書の締め切りは、明日２月２２日正午となっております。円滑な議会運営ができますよう、議員並びに理事者のご協力をよろしく願いいたしまして、報告といたします。

○議長（江澤信明君） お諮りいたします。

本定例会の会期については、本日から３月１５日までの２３日間とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江澤信明君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から３月１５日までの２３日間と決定いたしました。

~~~~~

### 日程第３ 行政報告

○議長（江澤信明君） 日程第３、行政報告を市長に求めます。

野崎市長。

○市長（野崎國勝君） おはようございます。

本日は、平成２９年第１回阿波市議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、大変にお忙しい中をご出席いただきまして、まことにありがとうございます。また、日ごろは市行政全般にわたりまして格別のご支援、ご協力をいただいておりますこと、心から厚くお礼申し上げます。

市政の重要課題等についてご報告を申し上げる前に、一言ご挨拶を申し上げます。

昨年１２月の第４回阿波市議会定例会において、議員より、次期市長選についてのご質問をいただきました。年末年始にかけて、私なりに熟慮を重ねた結果、本年５月７日の任期満了をもって市長の職を退任させていただくことにいたしました。

平成２１年５月から２期８年、新生阿波市の重要な時期に市政を担わせていただき、市政発展のため全力で取り組んでまいりました。その間、市民の皆様方を初め、議員各位におかれましても、市政運営に対しまして格別のご支援、ご協力をいただきましたこと、改めて厚く厚くお礼申し上げます。

この後、残された２カ月余りの任期を、これまで同様、全力で取り組んでまいりますので、引き続きご支援、ご協力を賜りますよう切にお願い申し上げます。

それでは、開会に当たり、市政の重要課題等についてご報告申し上げます。

初めに、平成２９年度当初予算案についてであります。

平成29年度当初予算案につきましては、投資的経費を抑え、経常的な事務事業や継続的な事業、また年度当初から取り組む必要のある事業等に係る経費を中心とした骨格的予算として編成したところであります。

予算規模について申し上げますと、歳入歳出総額が175億7,900万円であり、前年度と比較して2,600万円、0.15%の減となっております。

主な事業につきましては、1点目として、阿波市の将来を担う子どもたちの学習環境の均衡と学校体育の充実を図るため、昨年9月に着手をいたしました市場中学校屋内運動場改築事業につきまして、平成29年中の完成を目指し、引き続き本体工事を進めてまいります。

2点目として、IP音声告知サービス設備構築工事につきましては、整備から10年が経過し、更新時期を迎えていることから、昨年12月から工事を進めており、来年度は引き続き宅内機器取りかえ工事を進めるなど、ケーブルテレビや音声告知サービスを利用した情報体制の充実を図ってまいります。

3点目は、消費者トラブルなど、生活全般に関する苦情や相談などに対応する阿波市消費生活センターを新たに設置し、市民の皆様の安心・安全な生活の安定と向上を図ってまいります。

4点目は、子育てするなら阿波市の実現に向け、子育てと就労の両立を支援するため、今年度につき、さらにもう一カ所病児・病後児保育施設を開設し、より一層の体制づくりを進めてまいります。

次に、輝かしい平成29年の新春を迎え、阿波市成人式を1月2日、新成人308名の出席のもと、アエルワで厳粛に挙行いたしました。新成人の皆様方には、社会人や学生等と、さまざまな立場で門出を迎えられたわけではありますが、ふるさと阿波市に深い郷土愛を持っていただき、みずからの目標に向かってさらに精進されますことを心からご祈念申し上げます。

次に、今年も新春恒例の徳島駅伝が1月4日から6日まで開催され、全43区間265.3キロメートルの間で参加16チームが競い、本市は、選手並びに関係者の格別のご努力により過去最高位タイの11位でゴールし、躍進賞をいただきました。今年も全力を出し切った選手の皆様方に、感動をいただきました。

次に、1月8日、阿波市消防団出初め式をアエルワにおいて開催いたしました。昨年4月の熊本地震、10月の鳥取県中部地震など、全国各地で自然災害が発生している中、当

日は、多数のご来賓のご臨席をいただき、消防車両の観閲を行うとともに、阿波市消防団員431名の一糸乱れぬ行動を拝見し、改めて市民の生命と財産を守り抜く決意を新たにされたところであります。

次に、1月18日、日本赤十字徳島県支部より、本市並びに阿波市地区赤十字奉仕団に対しまして、一昨年に引き続き、災害用移動炊飯器2基を寄贈していただき、アエルワにおいて寄贈式をとり行いました。

このたびの寄贈は、株式会社阿波銀行が創業120周年記念の地域貢献活動の一環として日本赤十字徳島県支部に贈られ実現したものであり、阿波銀行に対しましても深く感謝申し上げます。

移動炊飯器は、大規模災害時には、避難された方への早期の食事提供に不可欠であり、今後、配備済みの4基の移動炊飯器と合わせ、地域の訓練にも取り入れるなど、万一の災害にしっかりと備えてまいりたいと考えております。

次に、1月24日、市場町の喜蓮池において水上太陽光発電所の竣工式がとり行われました。同発電所は、株式会社シエル・テール・ジャパンが昨年11月から阿波町の伊沢池に続いて整備を進めてきたものであり、今後、災害時における電力確保などの利活用についても検討してまいりたいと考えております。同社は今後、阿波町の別埜池、市場町上池でも太陽光発電所の建設を計画されているところであります。

次に、2月9日、郵便局との地域における協力に関する協定調印式を市役所でとり行いました。今回、阿波市内等11カ所の郵便局の皆様との連携により、市内を配送、配達する際における高齢者の見守りを初め、道路の異常や不法投棄物を発見した際の連絡体制の充実が図られることは、大変に心強く思っております。今後は、こうした取り組みを通じて、ともに支え合える地域社会の実現に結びつけてまいりたいと考えております。

次に、2月10日、阿波市農業関係者連絡会議を市役所で開催いたしました。この会議は、本市農業を支える関係者と行政が情報共有を図り、統一した認識のもと、直面する問題等を話し合う会議であります。会議には、中国四国農政局の地方参事官を初め、国、県、並びに農業関係者の皆様にご出席をいただき、農業委員会制度の改正、あるいは農協改革など最新の農業情勢や国などの農業施策について、阿波市農業の活性化を図るための情報共有や意見交換を行ったところであります。

また、かねてから本市からも要望しておりました、このたび農林水産省から10年ぶりに公表されました市町村別農業産出額の推計では、本市の農業産出額が138億5,00

0万円と県全体の14.9%を占め、県下トップであることが改めて明らかになったところであります。今後、本市の基幹産業である農畜産業の成長産業化に向けて、現場の実態を重視し、地域に密着した施策の推進がさらに図られるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、2月13日、阿波市特産品認証書授与式を市役所で行いました。特産品認証制度は、市内の魅力ある農畜産物や加工品を市のブランド品として認証し、市内外に広く発信する目的で行っているものであります。今年は第2回目の審査会で、フルーツトマトのコンポートを初め、塩ドライトマト、美～ナスコンフィチュールの計3点を阿波の特産品として新たに認証いたしましたところ です。

次に、1月17日、国土交通省四国地方整備局において、平成28年度四国防災トップセミナーが開催されました。当日は、「東日本大震災と熊本地震災害を教訓とした南海トラフ巨大地震への備え」並びに「東日本大震災の対応と復興まちづくり」と題した講演があり、災害の被害を減らすための防災対策及び防災教育の重要性について、わかりやすくご講演をいただいたところです。

次に、2月17日、県主催による徳島県市町村長防災トップセミナーが、ホテル千秋閣で開催されました。「災害時のトップとしての役割」と題して、大規模災害時における犠牲者ゼロを目指すために首長がとるべき行動についてご講演をいただいたところです。

次に、2月20日、阿波市地域公共交通活性化協議会を市役所で開催いたしました。徳島大学大学院の奥嶋准教授を初め、交通事業者、関係行政機関、市議会や市民団体など、21人の委員の方々に委嘱状を交付し、本市の公共交通のあり方についてご意見をいただくなど、阿波市地域公共交通網形成計画の策定に向け、議論を開始したところでありま す。

以上、ご報告申し上げます、開会に当たりましての行政報告とさせていただきます。

~~~~~

日程第 4 議案第 1号 平成28年度阿波市一般会計補正予算（第6号）について

日程第 5 議案第 2号 平成28年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

日程第 6 議案第 3号 平成28年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第3号）について

- 日程第 7 議案第 4号 平成29年度阿波市一般会計予算について
- 日程第 8 議案第 5号 平成29年度阿波市御所財産区特別会計予算について
- 日程第 9 議案第 6号 平成29年度阿波市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第10 議案第 7号 平成29年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第11 議案第 8号 平成29年度阿波市農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第12 議案第 9号 平成29年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第13 議案第10号 平成29年度阿波市介護保険特別会計予算について
- 日程第14 議案第11号 平成29年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計予算について
- 日程第15 議案第12号 平成29年度阿波市水道事業会計予算について
- 日程第16 議案第13号 個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について
- 日程第17 議案第14号 阿波市農業振興基金条例の制定について
- 日程第18 議案第15号 阿波市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第16号 阿波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第17号 阿波市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第18号 阿波市税条例の一部改正について
- 日程第22 議案第19号 阿波市特別会計条例の一部改正について
- 日程第23 議案第20号 阿波市介護保険条例の一部改正について
- 日程第24 議案第21号 阿波市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第25 議案第22号 阿波市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

を定める条例の一部改正について

- 日程第 2 6 議案第 2 3 号 阿波市農業振興審議会条例の制定について
- 日程第 2 7 議案第 2 4 号 阿波市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 8 議案第 2 5 号 阿波市金清自然環境活用センターの設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程第 2 9 議案第 2 6 号 阿波市商工観光審議会条例の全部改正について
- 日程第 3 0 議案第 2 7 号 消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について
- 日程第 3 1 議案第 2 8 号 阿波市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について
- 日程第 3 2 議案第 2 9 号 第 2 次阿波市総合計画基本構想について
- 日程第 3 3 議案第 3 0 号 阿波市道路線の認定について
- 日程第 3 4 議案第 3 1 号 阿波市道路線の変更について
- 日程第 3 5 議案第 3 2 号 阿波市道路線の廃止について
- 日程第 3 6 報告第 1 号 債権の放棄について

○議長（江澤信明君） 日程第 4、議案第 1 号平成 2 8 年度阿波市一般会計補正予算（第 6 号）についてから日程第 3 6、報告第 1 号債権の放棄についてまでの計 3 3 議案を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

野崎市長。

○市長（野崎國勝君） 議長の許可をいただきましたので、本日提案させていただいております議案について提案理由の説明を申し上げます。

提案させていただいております議案は、予算案件 1 2 件、条例案件 1 6 件、その他案件 4 件、報告案件 1 件の計 3 3 件についてお願いするものであります。

最初に、議案第 1 号平成 2 8 年度阿波市一般会計補正予算（第 6 号）については、追加補正予算額 5 億 7, 5 5 0 万円であります。

次に、議案第 2 号平成 2 8 年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について、減額補正予算額 7, 5 6 3 万円であります。

次に、議案第 3 号平成 2 8 年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について

は、追加補正予算額1, 277万3, 000円であります。

次に、議案第4号平成29年度阿波市一般会計予算については、歳入歳出予算の総額を175億7, 900万円とするものであります。

主なものといたしましては、平成28年度からの継続事業であります市場中学校屋内運動場改築事業、IP音声告知サービス設備構築事業などのほか、生活全般に関する苦情や問い合わせなどに対応する消費者行政推進交付金事業、来年度に設置する予定の病児・病後児保育事業などであります。

次に、議案第5号平成29年度阿波市御所財産区特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を1, 671万7, 000円とするものであります。

次に、議案第6号平成29年度阿波市国民健康保険特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を56億7, 823万3, 000円とするものであります。

次に、議案第7号平成29年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を5億1, 210万9, 000円とするものであります。

次に、議案第8号平成29年度阿波市農業集落排水事業特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を1億4, 508万円とするものであります。

次に、議案第9号平成29年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を252万7, 000円とするものであります。

次に、議案第10号平成29年度阿波市介護保険特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を44億4, 367万8, 000円とするものであります。

次に、議案第11号平成29年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計予算については、歳入歳出予算の総額を298万2, 000円とするものであります。

次に、議案第12号平成29年度阿波市水道事業会計予算については、収益的収入6億6, 843万7, 000円、収益的支出6億2, 854万円、資本的収入2億280万円、資本的支出3億4, 856万9, 000円とするものであります。

次に、議案第13号個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理については、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正が平成29年5月30日に施行されることに伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第14号阿波市農業振興基金条例の制定については、平成29年度に第2次

農業振興計画を策定し、さらなる農業振興を進めるための財源確保等を図るため、阿波市農業振興基金条例を制定するものであります。

次に、議案第15号阿波市職員の給与に関する条例の一部改正について、議案第16号阿波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、議案第17号阿波市職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、平成28年8月の人事院勧告を踏まえ、徳島県人事委員会の勧告に準じた条例の一部改正を行うものであります。

次に、議案第18号阿波市税条例の一部改正につきましては、平成29年4月1日に予定されていた消費税率引き上げ時期が変更され、地方税法等が一部改正されたことに伴い、阿波市税条例もこれに合わせて一部改正を行うものであります。

次に、議案第19号阿波市特別会計条例の一部改正については、旧市場町において認可を受けていた下水道事業の廃止に伴い、本特別会計を廃止するため、条例の一部改正を行うものであります。

次に、議案第20号阿波市介護保険条例の一部改正については、消費税率引き上げ時期が変更されたことに伴い、低所得者区分の対象者の負担割合の軽減を定めた阿波市介護保険条例の一部改正を行うものであります。

次に、議案第21号阿波市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第22号阿波市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の一部改正に伴い、関係条例について所要の規定の整備等を行うものであります。

次に、議案第23号阿波市農業振興審議会条例の制定については、本市の農業振興を進める上で、専門的な見地から、より広く調査及び審議いただくために、阿波市産業開発審議会条例を廃止し、阿波市農業振興審議会条例を新たに制定するものであります。

次に、議案第24号阿波市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正については、阿波町及び吉野町に設置しております農村環境改善センターについて、現状の利用状況を踏まえ、運営委員会に関する条項を削除するものであります。

次に、議案第25号阿波市金清自然環境活用センターの設置及び管理に関する条例の廃止につきましては、平成29年度以降に予定している金清自然公園周辺の再整備に当たり、施設を解体、撤去する予定としたことから、本条例を廃止するものであります。

次に、議案第26号阿波市商工観光審議会条例の全部改正については、商工業及び観光の振興に関する諮問案件に柔軟に対応するための組織体制とするため、本条例を全部改正するものであります。

次に、議案第27号消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定につきましては、消費者の利益の擁護及び増進を図り、市民の消費生活の安定と向上に資するため、新たに阿波市消費生活センターを設置するものであります。

次に、議案第28号阿波市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定につきましては、農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農地等の利用の最適化の推進が必須業務とされるとともに、農業委員の選出方法の変更や、農地利用最適化推進委員の制度が定められたこと等から、条例の制定をするものであります。

次に、議案第29号第2次阿波市総合計画基本構想については、地方自治法第96条第2項及び阿波市議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第30号阿波市道路線の認定については、新設改良工事等及び調査による道路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により提案するものであります。

次に、議案第31号阿波市道路線の変更については、起終点の変更に伴い、道路線を変更したいので、道路法第10条第3項の規定により提案するものであります。

次に、議案第32号阿波市道路線の廃止については、道路整備事業計画変更に伴い、道路線を廃止したいので、道路法第10条第3項の規定により提案するものであります。

次に、報告第1号債権の放棄については、建設部並びに市民部が管理する債権について、阿波市債権管理条例第17条第1項の規定に基づき、市の債権を放棄したので、同条第3項の規定により報告するものであります。

以上、議案等について提案理由の説明を申し上げましたが、議案内容の詳細につきましては担当部長等より説明させていただきますので、十分ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。何とぞよろしくお願いいたします。

○議長（江澤信明君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、提出されております各議案について補足説明を求めます。

町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 議長の許可をいただきましたので、議案第1号について

補足説明をさせていただきます。

議案第1号平成28年度阿波市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億7,550万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ200億460万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、繰越明許費の追加は、第2表繰越明許費補正による。

第3条、債務負担行為の追加は、第3表債務負担行為補正による。

第4条、地方債の変更は、第4表地方債補正による。

平成29年2月21日提出、阿波市長。

今回の補正予算につきましては、今年度の決算見込みによる予算調整や基金の積み立てが主なものとなっております。

次に、5ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費補正についてであります。

今回の補正では、平成28年度国の補正予算（第2号）に係る臨時福祉給付金給付事業及び地方道整備事業などの11事業、計4億8,540万8,000円について繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

次に、6ページをお願いいたします。

第3表の債務負担行為補正についてであります。

今回の追加は久勝保育所指定管理委託料で、期間としては、平成29年度で限度額4,096万4,000円を追加するものでございます。

なお、久勝保育所指定管理委託料は、平成24年第4回阿波市議会定例会において、期限を平成25年度から平成29年度までの5年間、限度額を4億6,978万8,000円の議決をいただいておりますが、今年度までの4年間の実績並びに最終年度である来年度予算を試算する過程で、その間の入所児童数の増加及び基本単価、処遇改善費の変動に伴い、現在の限度額に追加を行う必要性が出てきたものでございます。

次に、第4表地方債補正についてであります。

今回変更をお願いするのは、土木債の道路橋りょう債、教育債、学校教育施設等整備事業債など4件で、合わせて補正前の限度額が6億7,620万円、補正後の限度額は5億

9, 100万円で、8, 520万円の減額となっております。

次に、8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書で主なものを説明させていただきます。

最初に、歳入についてであります。10款地方交付税が11億169万2,000円の追加で82億1,709万7,000円に、14款国庫支出金が4,134万3,000円の減額で22億558万4,000円に、18款繰入金が5億4,870万円の減額で12億3,279万7,000円に、21款市債が8,520万円の減額で12億7,950万円などとなっております。補正額の合計は5億7,550万円の追加で、補正後の歳入合計額は200億460万円となっております。

次に、10ページ、11ページをお願いいたします。

歳出につきましては、2款総務費が7,843万5,000円の減額で26億4,506万6,000円に、3款民生費が6,710万5,000円の減額で66億9,270万7,000円に、10款教育費が8,688万9,000円の減額で20億7,226万7,000円に、13款諸支出金が8億8,100万円の追加で11億7,343万5,000円などとなっております。補正額の合計は5億7,550万円の追加で、補正後の歳出合計額は200億460万円となっております。

次に、歳入歳出の詳細について説明をさせていただきます。

12ページ、13ページをお願いいたします。

最初に、歳入についてであります。中ほどの10款1項1目の地方交付税が11億169万2,000円の追加となっております。内訳につきましては、普通交付税が8億1,569万2,000円、特別交付税が2億8,600万円となっております。

次に、14ページ、15ページをお願いいたします。

中ごろの14款1項3目の民生費国庫負担金が2,807万円の減額となっております。これにつきましては、1節の国保基盤安定負担金、3節の児童手当負担金、4節の生活保護費負担金などを決算見込みに調整したことによるものでございます。

次に、18ページ、19ページをお願いします。

中段の17款1項1目一般寄附金が4,100万円の追加となっており、内容につきましては、ふるさと納税寄附金であります。これで、今年度予算は累計で5,600万円となります。

次に、18款1項の基金繰入金が5億4,870万円の減額となっております。このう

ち、費目の減債基金繰入金が4億5,000万円の減額。また、3目の一般廃棄物中間処理施設対策基金繰入金が1,670万円の減額。

次に、20ページ、21ページをお願いいたします。

5目の地域福祉基金繰入金は5,300万円の減額、9目の情報システム施設整備基金繰入金は2,900万円の減額で、決算見込みに調整を講じたものでございます。

次に、歳出についてであります。

26ページ、27ページをお願いいたします。

上段の2款1項10目の情報ネットワーク費が3,327万円の減額となっております。この主な要因としては、ACN関連の工事請負費の減額でございます。

次に28ページ、29ページをお願いいたします。

3款民生費について、1項1目の社会福祉総務費が3,259万6,000円の追加となっております。このうち、国民健康保険事業特別会計繰出金が3,563万2,000円の追加となっております。

次に、42ページ、43ページをお願いいたします。

13款2項1目の基金費が8億8,100万円の追加となっております。このうち、財政調整基金積立金が5億5,000万円、教育施設整備基金積立金が3億円、ふるさと応援基金積立金が3,100万円となっております。

以上、歳入歳出の主なものについて説明をさせていただきました。

次に、最終48ページをお願いいたします。

この地方債に関する調書は、6ページの第4表地方債補正の変更に基づき調製したものであります。

右列の一番下の行、当該年度末現在高見込み額についての合計額は231億4,929万4,000円となっております。

以上、議案第1号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（江澤信明君） 坂東市民部長。

○市民部長（坂東重夫君） 議長の許可をいただきましたので、議案第2号について補足説明をさせていただきます。

議案第2号平成28年度阿波市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,563万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億5,084万円とする。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成29年2月21日提出、阿波市長。

6ページ、7ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書で主なものを説明させていただきます。

今回の補正内容は、決算見込みにより調製したものでございます。

最初に、歳入についてであります。

3款国庫支出金が1億4,000万円の減額で11億8,992万8,000円に、4款療養給付費交付金が4,108万6,000円の減額で1億5,708万3,000円に、5款前期高齢者交付金が1億2,500万円の追加で11億8,429万5,000円に、7款共同事業交付金が7,669万円の減額で13億6,463万4,000円に、9款繰入金3,563万2,000円の追加で5億4,144万5,000円になっており、補正額の合計は7,563万円の減額で、補正後の歳入合計は56億5,084万円となっております。

次に、8ページ、9ページをお願いします。

歳出についてです。

3款後期高齢者支援金等が4,760万円の減額で5億3,185万4,000円に、4款前期高齢者納付金等が64万円の減額で41万2,000円に、6款介護納付金が2,739万円の減額で2億2,171万1,000円になっており、補正額の合計は7,563万円の減額で、補正後の歳出合計は56億5,084万円となっております。

以上、議案第2号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（江澤信明君） 高島健康福祉部長。

○健康福祉部長（高島輝人君） 議長の許可をいただきましたので、議案第3号について補足説明をさせていただきます。

議案第3号平成28年度阿波市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,277万3,000円を追

加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億4,460万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

平成29年2月21日提出、阿波市長。

6ページ、7ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書で主なものを説明させていただきます。

まず、歳入についてご説明を申し上げます。

3款国庫支出金が補正額213万1,000円の減額で計11億2,190万6,000円に、4款支払基金交付金が補正額254万5,000円の減額で計11億6,905万8,000円に、5款県支出金が補正額159万円の減額で計6億1,148万8,000円でございます。この3款、4款、5款の減額につきましては、介護給付費の実績見込みの調整に伴うものでございます。9款繰越金が補正額1,812万3,000円の増額で計6,439万8,000円に。これにつきましては、平成27年度介護保険特別会計の決算に伴う繰越金でございます。

以上、補正額の合計は1,277万3,000円の増額で、補正後の歳入合計額は44億4,460万6,000円となっております。

次に、8ページ、9ページをお願いいたします。

歳出についてでございます。

歳出の主なものにつきましては、2款保険給付費が補正額817万2,000円の減額で計41億2,474万8,000円でございます。これにつきましては、介護給付費の実績見込みの調整によるものでございます。4款基金積立金が補正額2,094万5,000円の増額で計2,097万8,000円となっております。これにつきましては、平成27年度からの繰越金の余剰金に伴い、基金として積み立てるものでございます。

補正額の合計は1,277万3,000円の増額で、補正後の歳出合計額は44億4,460万6,000円となっております。

以上、議案第3号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願いをいたします。

○議長（江澤信明君） 町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 議長の許可をいただきましたので、議案第4号と議案第5号について補足説明をさせていただきます。

最初に、議案第4号についてであります。

議案第4号平成29年度阿波市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ175億7,900万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債による。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は30億円と定める。

第4条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。1、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成29年2月21日提出、阿波市長。

新年度予算につきましては、今年4月からスタート予定としている第2次阿波市総合計画に沿ったものとしておりますが、4月には市長選挙が予定されていることから、市場中学校屋内運動場改築事業など一部の大型事業を除き、投資的経費を大幅に抑え、経常的な事務事業や継続的な事業、4月から取りかかる必要がある事業などに係る経費を中心とした骨格的な予算といたしております。

次に、平成29年度当初予算案の予算規模につきましては、175億7,900万円となっており、前年度と比較いたしますと2,600万円、率にして0.1%の減少となっております。

それでは、6ページをお願いいたします。

第2表地方債についてであります。

地方債については、臨時財政対策債など6件で、限度額の合計は11億9,170万円となっております。このうち、消防債は7,090万円、学校教育施設等整備事業債は4億6,230万円などとなっております。起債の方法は証書借り入れで、利率は5%以内、償還の方法については、借入先の融通条件によるものであります。

次に、8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書で主なものを説明させていただきます。

最初に、歳入についてであります。

1 款市税が 3 2 億 7, 4 4 8 万 9, 0 0 0 円で、前年度に比べて 1, 9 3 8 万円の増加、6 款地方消費税交付金が 5 億 3, 0 5 0 万円で、前年度比 2, 8 0 0 万円の減少、1 0 款地方交付税が 6 6 億 6, 7 2 6 万 9, 0 0 0 円で、前年度比 2 4 8 万 1, 0 0 0 円の減少、1 4 款の国庫支出金が 1 7 億 7, 0 0 4 万 8, 0 0 0 円と、前年度に比べて 2 億 4, 4 4 7 万 2, 0 0 0 円の減少。この主な要因としては、臨時福祉給付金の終了や生活保護費負担金が減少したためであります。1 8 款の繰入金が 1 4 億 8, 2 4 8 万 6, 0 0 0 円で、前年度比 9, 7 9 7 万 5, 0 0 0 円の増加、2 1 款の市債が 1 1 億 9, 1 7 0 万円で、前年度に比べて 1 億 2, 0 3 0 万円の増加となっております。繰入金の増加につきましては、情報システム施設整備基金繰入金の増加、市債の増加につきましては、緊急防災減災事業債と学校教育施設等整備事業債の増加によるものです。

歳入合計額は 1 7 5 億 7, 9 0 0 万円で、前年度比 2, 6 0 0 万円の減少となっております。

次に、1 0 ページ、1 1 ページをお願いいたします。

歳出についてであります。

2 款の総務費が 2 4 億 6, 5 7 0 万 2, 0 0 0 円で、前年度比 2 億 5, 2 4 9 万円の増加、3 款民生費が 6 4 億 6, 8 5 2 万 5, 0 0 0 円で、前年度比 9, 1 2 6 万 9, 0 0 0 円の減少、8 款の土木費が 5 億 1, 3 5 6 万円で、前年度比 3 億 7, 8 0 4 万 5, 0 0 0 円の減少、1 0 款の教育費が 1 9 億 2, 2 8 2 万 3, 0 0 0 円で、前年度比 1 億 2, 1 7 4 万 1, 0 0 0 円の増加、1 2 款の公債費が 2 7 億 2, 2 9 1 万 7, 0 0 0 円で、前年度比 2, 7 1 3 万 6, 0 0 0 円の増加となっております。

なお、総務費、教育費の増加は、次期通信サービスに伴う I P 音声告知サービス設備構築事業や市場中学校屋内運動場改築事業によるもので、今年度からの継続事業が増加の要因となっております。

また、減少におきましては、民生費においては臨時福祉給付金の給付事業の終了や生活保護費の減少によるものであり、土木費においては骨格的予算としたことによります。

また、公債費につきましては臨時財政対策債の償還が大きな要因となっておりますが、公債費の償還につきましては平成 2 9 年度から平成 3 0 年度にピークを迎えることとなっており、中期財政計画においては、平成 3 1 年度末の起債残高は 2 0 0 億円を切る見込みと推定しております。

なお、歳出合計額は175億7,900万円となっております。

次に、歳入歳出の詳細について説明をさせていただきます。

最初に、26ページ、27ページをお願いします。

14款国庫支出金については、1項3目の民生費国庫負担金が16億3,608万6,000円となっております。これについては、4節の生活保護費負担金の減少により6,987万2,000円の減少となっております。

次に、40ページ、41ページをお願いします。

一番下段の17款の1項1目の一般寄附金が4,000万円と、前年度に比べて3,800万円の増加と、ふるさと納税の寄附金の増収を見込んでおります。

次に、歳出についてであります。

重点事業や新規事業など、主なものについて説明させていただきます。

最初に60ページ、61ページをお願いいたします。

2款1項6目の企画費のうち、61ページの16細目のまち・ひと・しごと創生総合戦略事業費の中に公共交通網形成計画策定業務委託料650万2,000円があります。これにつきましては、阿波市の実情に沿った公共交通ネットワークを構築するための基本計画を策定いたします。

次に、64ページ、65ページをお願いいたします。

2款1項10目情報ネットワーク費の65ページの上段でございますが、工事請負費のうち、平成29年度の次期通信サービス提供に伴うIP音声告知サービス設備の構築事業費が3億1,146万4,000円入っております。

次に、94ページ、95ページをお願いいたします。

下段の3款3項1目の31細目病児・病後児保育事業費が1,576万円ございます。これにつきましては、就労家庭の子どもを病気の際に支援する事業で、今年度も1カ所開設し、新年度にもさらに1カ所、事業所の開設を目指すものでございます。

次に、116ページ、117ページをお願いいたします。

4款3項1目上水道整備費は5,359万5,000円となっております。この内容につきましては上水道整備費に対する繰出金であり、うち5,000万円が土成町配水池への整備工事に一般会計より出資し、その財源は合併特例債であります。

次に、122ページ、123ページをお願いいたします。

6款1項5目の農業振興費の123ページでございますが、57細目まち・ひと・しごと

と創生総合戦略事業費を1, 398万6, 000円計上しております。内容は、農業を軸とした仕事づくりとして農畜産物の販売促進や、阿波ブランド販路拡大戦略策定事業として、第2次阿波市農業振興計画を策定するものでございます。

次に、130ページ、131ページをお願いいたします。

7款1項2目の観光費において、設計監理委託料700万を計上しております。内容につきましては、都市再生整備事業として金清温泉の解体に係る設計費、また金清自然公園整備に伴う測量設計業務費でございます。

次に、132ページ、133ページをお願いいたします。

7款1項3目消費者行政推進費が1, 750万8, 000円でございます。うち、133ページの11細目消費者行政推進交付金事業費が1, 726万5, 000円でございます。内容といたしましては、消費にかかわるトラブルの未然防止と発生後の適切な対応のため、阿波市に消費生活センターを設置、運営する経費でございます。

次に、146ページ、147ページをお願いいたします。

上段の9款1項1目の非常備消防費のうち、徳島中央広域連合分賦金が5億4, 424万3, 000円ございますが、そのうち7, 090万7, 000円が西消防署建設負担金であり、土地の造成費、設計業務に係るものであります。

次に、150ページ、151ページをお願いいたします。

10款1項2目教育費、事務局費の12細目、151ページでございますが、学校施設等整備事業費が5億3, 977万8, 000円ございますが、そのうち平成29年度の市場中学校屋内運動場改築事業に係る工事請負費は5億560万9, 000円を計上しております。

以上、歳入歳出の主なものについて説明をさせていただきました。

なお、194ページから201ページは給与費明細書と債務負担行為に関する調書となっておりますので、ご高覧ください。

次に、最終202ページをお願いいたします。

地方債の見込みに関する調書でございます。右端の列の一番下の行、当該年度末現在高見込み額についての合計額は217億8, 064万8, 000円となっております。

以上、議案第4号についての補足説明とさせていただきます。

次に、議案第5号についてであります。別冊の平成29年度特別会計予算書をお願いいたします。

その一番前でございます。

議案第5号平成29年度阿波市の御所財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1,671万7,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成29年2月21日提出、阿波市長。

次に、6ページ、7ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書で説明させていただきます。

歳入につきましては、1款財産収入の本年度予算額が301万6,000円、2款の繰越金が1,370万円などとなっており、歳入合計は1,671万7,000円で、前年度に比べて9万8,000円の増額となっております。

なお、財産収入は土地貸付収入となっております。

次に、8ページ、9ページをお願いいたします。

歳出につきましては、1款管理費が397万7,000円、2款事業費が1,074万円、3款予備費が200万円となっており、歳出合計は1,671万7,000円で、前年度に比べて9万8,000円の増額となっております。なお、事業費につきましては、山林管理事業やクヌギ林造林事業などとなっております。

以上、議案第4号と議案第5号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（江澤信明君） 補足説明の途中ではありますが、暫時小休いたします。

午前11時11分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（江澤信明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

坂東市民部長。

○市民部長（坂東重夫君） 議長の許可をいただきましたので、議案第6号から議案第9号について、順次補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第6号についてです。

議案第6号平成29年度阿波市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ56億7,823万3,000円と定める。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は2億円と定める。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成29年2月21日提出、阿波市長。

6ページ、7ページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書で主なものを説明させていただきます。

最初に、歳入について、本年度予算額として、1款国民健康保険税8億3,156万4,000円、3款国庫支出金12億2,714万9,000円、4款療養給付費交付金1億2,711万2,000円、5款前期高齢者交付金11億9,405万5,000円、6款県支出金2億4,096万6,000円、7款共同事業交付金15億5,962万4,000円、9款繰入金4億7,794万4,000円で、歳入合計は56億7,823万3,000円となっており、前年度に比べて275万3,000円の増額となっています。歳入では、退職者医療制度廃止による保険税や療養給付費交付金の減額、前期高齢者の割合の増加や、制度拡大による共同事業拠出金の増額が主な増減の事由でございます。

8ページ、9ページをお願いします。

次に、歳出につきましては、今年度予算額として、1款総務費1億2,174万4,000円、2款保険給付費32億3,633万円、3款後期高齢者支援金等5億1,113万2,000円、6款介護納付金2億562万5,000円、7款共同事業拠出金15億5,962万6,000円、8款保健事業費3,493万5,000円で、歳出合計は56億7,823万3,000円となり、前年度に比べて275万3,000円の増額となっています。歳出では、国の制度改正に伴うシステム改修や、制度拡大による共同事業拠

出金の増額、後期高齢者支援金等の減額が主な増減の事由でございます。

次に、議案第7号について説明をさせていただきます。

議案第7号平成29年度阿波市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ5億1,210万9,000円と定める。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

平成29年2月21日提出、阿波市長。

6ページ、7ページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書で主なものについて説明をさせていただきます。

最初に、歳入についてですが、本年度予算額として、1款後期高齢者医療保険料3億2,948万4,000円、4款繰入金1億7,707万1,000円、6款諸収入505万4,000円で、歳入合計は5億1,210万9,000円となり、前年度に比べ4,449万3,000円の増額となっています。

8ページ、9ページをお願いします。

次に、歳出についてですが、本年度予算額として、2款後期高齢者医療広域連合納付金5億655万8,000円、3款諸支出金505万1,000円で、歳出合計は5億1,210万9,000円となり、前年度に比べて4,449万3,000円の増額となっています。増額の要因につきましては、高齢者人口の増加や、後期高齢者医療保険料の低所得者等に対する軽減特例の見直しに伴い、保険料の徴収予定額が増加したことによるものでございます。

次に、議案第8号について説明をさせていただきます。

議案第8号平成29年度阿波市の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億4,508万円と定める。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債による。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は1,000万円と定める。

第4条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成29年2月21日提出、阿波市長。

4ページをお願いします。

第2表地方債についてです。

起債の目的は下水道債で、限度額は990万円となっています。起債の方法は証書借入れで、利率は5%以内、償還の方法につきましては、借入先の融通条件によるものでございます。

次に、6ページ、7ページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書で主なものについて説明をさせていただきます。

最初に、歳入についてですが、本年度予算額として、2款使用料及び手数料1,404万1,000円、3款国庫支出金1,100万円、5款繰入金1億709万5,000円、8款市債990万円で、歳入合計は1億4,508万円となり、前年度に比べて1,531万4,000円の増額となっています。

次に、8ページ、9ページをお願いします。

歳出につきましては、本年度予算額として、2款事業費5,973万2,000円、3款公債費8,031万1,000円で、歳出合計は1億4,508万円となり、前年度に比べて1,531万4,000円の増額となっています。増額の理由といたしましては、柿原東地区において地域再生交付金事業を活用した施設整備を実施することによるものでございます。

次に、18ページをお願いします。

地方債の当該年度末現在高の見込み額は6億485万9,000円となる見込みでございます。

次に、議案第9号について説明をさせていただきます。

議案第9号平成29年度阿波市の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ252万7,000円と定める。

歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

平成29年2月21日提出、阿波市長。

6 ページ、7 ページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書で説明をさせていただきます。

歳入につきましては、本年度予算額として、1 款県支出金1 1 4 万 8, 0 0 0 円、2 款諸収入6 9 万円、4 款繰越金6 8 万 9, 0 0 0 円で、歳入合計は2 5 2 万 7, 0 0 0 円となり、前年度に比べ6 9 万 7, 0 0 0 円の減額となっています。

次に、8 ページ、9 ページをお願いします。

歳出につきましては、本年度予算額として、1 款貸付事業費1 8 3 万 9, 0 0 0 円、2 款公債費6 8 万 8, 0 0 0 円で、歳出合計は2 5 2 万 7, 0 0 0 円となり、前年度に比べ6 9 万 7, 0 0 0 円の減額となっています。減額の理由といたしましては、住宅新築資金等貸付事業に係る償還事務費の減少によるものでございます。

以上、議案第6号から議案第9号までの補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（江澤信明君） 高島健康福祉部長。

○健康福祉部長（高島輝人君） 議長の許可をいただきましたので、議案第10号について補足説明をさせていただきます。

議案第10号平成29年度阿波市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ4 4 億 4, 3 6 7 万 8, 0 0 0 円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は2億円と定める。

平成29年2月21日提出、阿波市長。

6 ページ、7 ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書で主なものを説明させていただきます。

まず、歳入についてご説明を申し上げます。

1 款介護保険料、本年度予算額7 億 9, 4 8 8 万 8, 0 0 0 円、3 款国庫支出金1 1 億 3, 4 1 0 万円、4 款支払基金交付金が1 1 億 8, 2 7 4 万 1, 0 0 0 円、5 款県支出金6 億 1, 5 9 2 万 4, 0 0 0 円、8 款繰入金が7 億 1, 5 8 3 万 7, 0 0 0 円でございます。

す。歳入合計は44億4,367万8,000円で、前年度に比べて6,844万6,000円の増額になっております。この増額につきましては、介護給付費や地域支援事業費の増などに伴う国や支払基金、また県や市の法定負担割合に対する負担増分などがございます。

次に、8ページ、9ページをお願いいたします。

歳出についてでございます。

歳出の主なものにつきましては、1款総務費、本年度予算額1億4,758万円、2款保険給付費41億3,404万4,000円、5款地域支援事業費が1億4,981万6,000円などがございます。歳出合計は44億4,367万8,000円で、前年度に比べて6,844万6,000円の増額になっております。1款総務費の増額につきましては、介護保険制度改正に伴うシステム改修委託料や、第7期介護保険事業計画策定委託料など、5款地域支援事業の増額につきましては、全国一律の基準で実施している介護予防給付のうち、介護予防訪問介護事業、いわゆるホームヘルプサービス事業及び介護予防通所介護事業、デイサービス事業が、阿波市で実施する地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業に平成28年度から段階的に移行をしてきましたが、平成29年2月末からは完全に移行をいたします。その完全移行に伴う地域支援事業費の増額などがございます。

以上、議案第10号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いをいたします。

○議長（江澤信明君） 阿部水道課長。

○水道課長（阿部 守君） 議長の許可をいただきましたので、議案第11号と議案第12号について補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第11号平成29年度阿波市伊沢谷簡易水道事業特別会計予算について説明をさせていただきます。

1ページをお願いいたします。

平成29年度阿波市の伊沢谷簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ298万2,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

平成29年2月21日提出、阿波市長。

6ページ、7ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書で主なものを説明をさせていただきます。

歳入につきましては、2款使用料及び手数料が138万8,000円、4款繰入金120万円、5款繰越金39万円で、歳入合計は298万2,000円となっております。

次に、8ページ、9ページをお願いいたします。

歳出につきましては、1款総務費31万9,000円、2款施設費265万3,000円で、歳出合計は298万2,000円となっております。

以上、議案第11号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第12号平成29年度阿波市水道事業会計の予算について補足説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。

第1条、平成29年度阿波市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量は、次のとおり定めています。給水戸数でございますが1万4,050戸、年間総給水量462万4,000立方メートル、1日の平均給水量は1万2,668立方メートル、主な建設改良事業は、配水施設事業を2億700万円としております。

次に、第3条、収益的収入及び支出について次のとおり定めております。

初めに、収入でございますが、第1款水道事業収益として6億6,843万7,000円としております。内訳としまして、第1項営業収益が6億3,050万2,000円、第2項営業外収益が3,793万3,000円、第3項特別利益が2,000円となっております。

次に、支出でございますが、第1款水道事業費用として6億2,854万円。内訳としまして、第1項営業費用が5億8,525万7,000円、第2項営業外費用が4,178万2,000円、第3項特別損失が50万1,000円、第4項予備費が100万円となっております。

次に、第4条、資本的収入及び支出について、次のとおり定めております。

まず、収入でございますが、第1款資本的収入として2億280万円としております。内訳としまして、第1項出資金が5,000万円、第2項工事負担金が280万円、第3項企業債が1億5,000万円となっております。

次に、支出でございますが、第1款資本的支出として3億4,856万9,000円。内訳としまして、第1項建設改良費が2億5,006万9,000円、第2項企業債償還金が9,850万円となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億4,576万9,000円は、当年度損益勘定留保資金1億2,963万8,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,613万1,000円で補填を予定しております。

続きまして、2ページをお願いいたします。

第5条、債務負担行為について、次のとおり定めております。

水道事業用コンピューター及びシステムリース料として、期間は平成28年5月から平成33年4月までの間で、限度額は2,900万円と定めています。また、水道料金等徴収業務委託料として、期間は平成26年1月から平成30年12月までの間で、限度額は2億7,602万4,000円と定めています。

次に、第6条、企業債についてでございます。

起債の目的は、土成連絡管布設工事で限度額は5,000万円、配水給水管布設替工事で限度額は1億円となっております。起債の方法は証書借り入れで、利率は5%以内、償還の方法については、借入先の融通条件によるものでございます。

次に、第7条、経費の流用は、営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用と定めております。

次に、第8条、議会の議決を得なければ流用することができない経費の流用は、職員給与費9,448万4,000円と定めています。

次に、第9条、営業助成のため一般会計から受ける補助金額は5,730万円と定めています。

第10条、たな卸資産の購入限度額は1,000万円と定めています。

平成29年2月21日提出、阿波市長。

以上、議案第11号と議案第12号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（江澤信明君） 町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 議長の許可をいただきましたので、議案第13号から議案第17号についての5件について補足説明をさせていただきます。

議案第13号個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別する

ための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理について。

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

平成29年2月21日提出、阿波市長。

本条例は、関係法律の一部を改正する法律が平成29年5月30日に施行されることに伴い、阿波市の2条例の一部改正を行うものでございます。

最初に、1点目として、阿波市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正については、マイナンバー制度では地方公共団体が法律で定められた事務以外に、市が条例に基づき独自に行っている事務に関しても、マイナンバーを使ってコンピューターネットワークを通じ、各行政機関の間で個人情報のやりとりができるようにするものであります。

次に、2点目として、阿波市個人情報保護条例第2条第3号及び第30条第2号の改正につきましては、マイナンバー法の第23条では、マイナンバーを使ってコンピューターネットワークにより情報のやりとりをする場合に、そのやりとりを記録し、保管する義務を定めております。この記録にも個人情報が含まれることとなりますので、阿波市個人情報保護条例では、ここで記録、保管されている個人情報を情報提供等記録と定義し、個人情報保護のため規定を置くこととします。

施行日は平成29年5月30日としております。

次に、議案第14号阿波市農業振興基金条例の制定について。

阿波市農業振興基金条例を次のように定める。

平成29年2月21日提出、阿波市長。

現在、本市の一般会計に属する特定目的基金は10ございます。特定目的基金は行政施策の目的に合わせて事業の財源として充当することができ、これを先行して積み立てておくことにより、事業予算の財源確保が容易となります。今回の基金条例の制定の目的として、本市におきましては、農業立市を掲げ農業振興を推進するに当たり、平成22年度に第1次阿波市農業振興計画を策定し、活力ある阿波市農業を推進してまいりました。

来年度には、第2次農業振興計画を策定し、さらなる農業振興を推し進めるために、農

業施策の実施に要する経費の財源に充てることを目的に、阿波市農業振興基金条例を制定し、財源の確保を図るものでございます。

条例の構成内容につきましては、第1条で設置目的を定め、第2条では積み立て、第3条では管理、第4条では運用益金の処理、第5条では繰替運用、第6条では処分を定めております。

施行日につきましては、公布の日から施行としております。

次に、議案第15号阿波市職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

阿波市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月21日提出、阿波市長。

概要につきましては、平成28年8月の人事院勧告を踏まえ、平成28年11月24日、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、これに伴う改正を行うものでございます。

趣旨といたしましては、公務員の配偶者手当を平成29年度から段階的に減額し、削減分を原資として扶養する子を持つ職員への手当を拡充いたします。配偶者手当は女性の就労意欲をそいでいるとの意見もあり、公務員が先行して実施することにより、民間企業に手当制度の見直しの流れを広げる狙いがございます。

主な改正内容といたしましては、配偶者につきましては、現行、今年度が1万3,000円、平成29年度、来年度が1万円、平成30年度以降が6,500円と引き下げます。子どもにつきましては、今年度が6,500円、平成29年度が8,000円、平成30年度以降が1万円と引き上げます。父母等については現行の6,500円を維持するものとしております。

施行日につきましては、平成29年4月1日からとしております。

次に、議案第16号阿波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について。

阿波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月21日提出、阿波市長。

平成28年8月の人勸を踏まえ、平成28年12月2日、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が公布され、これに伴う改正を行うものであります。

主な改正内容といたしましては、2点ございます。

1点目といたしましては、介護休暇の分割でございます。

介護休暇は、要介護者のおのおのが介護を必要とする一つの継続する状態ごとに、連続する六月を超えない期間内において、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇でありましたが、今回の改正により、介護休暇は最大3回までに区分した、六月を超えない範囲で勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇となります。

次に、2点目といたしまして、介護時間の新設でございます。

要介護者の介護のため、1日の勤務時間の一部を勤務しないことが相当である場合の休暇として、介護時間の新設があります。

介護時間は、連続する3年の期間内において、1日につき2時間を超えない範囲内で取得可能となります。

施行日につきましては、平成29年4月1日といたしております。

次に、議案第17号阿波市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。

阿波市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月21日提出、阿波市長。

平成28年8月の人勸を踏まえ、平成28年12月2日、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が公布され、これに伴う改正を行うものであります。

これまで育児休業等は法律上の実子及び子を対象としておりましたが、平成28年12月に当該法律を改正する法律が公布されました。改正された内容は、対象となる子の定義に特別養子縁組の監護期間中の者、養子縁組里親に委託されている者と、法律上の子に準ずる者も対象とするよう子の範囲を拡大するものでございます。

施行日につきましては、平成29年4月1日といたしております。

以上、議案第13号から議案第17号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（江澤信明君） 坂東市民部長。

○市民部長（坂東重夫君） 議長の許可をいただきましたので、議案第18号、議案第19号について補足説明をさせていただきます。

議案第18号阿波市税条例の一部改正について。

阿波市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月21日提出、阿波市長。

今回の条例改正につきましては、平成28年第2回定例会において、専決処分にてご承認をいただきました阿波市税条例の一部改正のうち、法人市民税の法人税割の税率引き下げ及び軽自動車税における環境性能割の導入についての規定は、当初の消費税率引き上げ時期、平成29年4月1日施行としておりましたが、消費税率引き上げ時期が平成31年10月1日に変更することとなり、地方税法等が一部改正されたことを受け、阿波市税条例もこれに合わせて一部改正をするものでございます。

主な改正内容につきましては、1点目は、法人税における法人税割の税率を12.1%から8.4%へ引き下げる規定の実施時期を平成31年10月1日に延期します。

2点目は、軽自動車税における環境性能割の導入時期を平成31年10月1日に延期します。また、環境性能割の税率区分については、技術開発の動向や地方財政への影響等を踏まえ、平成31年度税制改正において見直すこととなりました。いずれも既に改正されている阿波市税条例を消費税率引き上げ時期の変更に対応させるため、施行日前にさらに改正するものでございます。

施行期日につきましては公布の日からとなります。

次に、議案第19号について説明させていただきます。

議案第19号阿波市特別会計条例の一部改正について。

阿波市特別会計条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月21日提出、阿波市長。

今回の条例改正につきましては、旧市場町の特定環境保全公共下水道事業が廃止になったことや、前期阿波市汚水処理構想が終了したことを受け、特定環境保全公共下水道事業特別会計を廃止する、阿波市特別会計条例の一部を改正するものでございます。

施行期日につきましては、平成29年4月1日となります。

以上、議案第18号、議案第19号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（江澤信明君） 高島健康福祉部長。

○健康福祉部長（高島輝人君） 議長の許可をいただきましたので、議案第20号から議案第22号までにつきましては健康福祉部所管の議案でございますので、一括して補足説明をさせていただきます。

最初に、議案第20号をお願いいたします。

議案第20号阿波市介護保険条例の一部改正について。

阿波市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月21日提出、阿波市長。

この条例につきましては、介護保険法の一部改正により介護保険料においては、平成27年度から低所得者区分の所得段階の対象者に対し、消費税財源による国庫負担金、低所得者保険料軽減負担金等に基づき保険料軽減策が実施されております。

これにより現在の介護保険料につきましては、9段階に分かれている所得段階のうち、第1段階である低所得区分の対象者に対し、保険料基準額に対する負担割合が通常の50%から45%へと軽減されております。消費税率10%への引き上げが平成29年4月に実施されることを前提に、平成29年度から軽減の割合対象がさらに拡大される予定でありましたが、消費税率の引き上げが平成31年10月1日に延期されたことを受け、平成29年度においてもこれまでと同様の取り扱いを継続することとなり、介護保険条例の介護保険料軽減に関する年度記載を改める必要が生じたことから一部改正を行うものです。

改正内容につきましては、この議案第20号の下から3行目、第2条第2項中、「平成28年度」を「平成29年度」に改める。

附則として、この条例は平成29年4月1日から施行をいたします。

次に、議案第21号の補足説明をさせていただきます。

議案第21号阿波市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

阿波市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月21日提出、阿波市長。

この条例につきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部施行に伴い、厚生労働省関係省令の整備等に関する省令による指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、いわゆる国の基準の一部改正に伴い条例の一部改正を行うものでございます。

改正内容につきましては、指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に指定地域

密着型通所介護事業所があるときは、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の看護師または准看護師は、当該指定地域密着型通所介護事業所の職務に従事することといたします。

そのため、この議案第21号の下から4行目、第82条第6項の表中、「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に、「指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

現在、阿波市内に該当事業所はございません。

附則として、この条例は公布の日から施行をいたします。

次に、議案第22号の補足説明をさせていただきます。

議案第22号阿波市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について。

阿波市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月21日提出、阿波市長。

この条例につきましては、議案第21号と同様、厚生労働省関係省令、国の基準の一部改正に伴い条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容につきましては、この議案第22号の下から5行目、第44条第6項の表中、「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に、「指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

現在、阿波市内に該当事業所はございません。

附則として、この条例は公布の日から施行をいたします。

以上、健康福祉部所管の議案第20号から議案第22号までの補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願いをいたします。

○議長（江澤信明君） 天満産業経済部長。

○産業経済部長（天満 仁君） 議長の許可をいただきましたので、議案第23号から議案第27号までの5議案につきまして、それぞれ補足説明をさせていただきます。

まず、議案第23号でございます。

議案第23号阿波市農業振興審議会条例の制定について。

阿波市農業振興審議会条例を次のように定める。

平成29年2月21日提出、阿波市長。

現在、阿波市産業開発審議会条例を制定しておりますが、これは合併当初からの条例でございまして、農業振興に関係する計画の策定や推進のため市長が審議会に対して諮問を行い、調査及び審議をいただくことを定めたものでございます。

今後、農業振興を進める上でさらに専門的な見地からより広く調査及び審議をしていただく必要があることから、作業部会を置くことができることを定めた、阿波市農業振興審議会条例を新たに制定します。

なお、この条例の制定に伴いまして、現行の阿波市産業開発審議会条例は廃止し、また阿波市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の別表中、「産業開発審議会」を「農業振興審議会」に改めるものでございます。

施行日は平成29年4月1日といたしております。

以上が議案第23号阿波市農業振興審議会条例の制定についての補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第24号についての補足説明をさせていただきます。

議案第24号阿波市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について。

阿波市農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月21日提出、阿波市長。

本市には、条例に基づきまして、総合的な農業の振興と農村環境改善の推進及び生活改善福祉向上並びに住民の一般的利用に供し産業及び生活両面の意欲向上の推進を図るため、阿波町に1カ所、吉野町に2カ所の計3カ所の農村環境改善センターが設置されております。

条例では、この改善センターの運営管理を円滑に行うため、運営委員会を置くことを定めております。現状の利用状況は、それぞれに地域の市民活動や農業関係者の会合などに利用されており、今後も継続的に公共的性格を持った集会や講習などに使用する割合が高いと考えられ、専門的な本運営委員会による調査審議の必要性はないと考えられることから、本条例の第13条、運営委員会の条項を削除するものでございます。

施行日につきましては、平成29年4月1日といたしております。

以上、議案第 24 号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 25 号について補足説明をさせていただきます。

議案第 25 号阿波市金清自然環境活用センターの設置及び管理に関する条例の廃止について。

阿波市金清自然環境活用センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

平成 29 年 2 月 21 日提出、阿波市長。

本市の恵まれた自然条件を活用し、観光と農業等が一体となって推進するための拠点施設として、昭和 58 年に阿波市金清自然環境活用センターが設置されました。

平成 23 年には利用者の減少及び施設の老朽化に伴い、その後の方向性を総合的に示すために金清自然環境活用センター整備計画策定専門委員会を開催し、改修案を検討していましたが、徳島県震災対策の条例制定を受け、現在まで休館となっております。

その後も活用を図るための検討を重ねてまいりましたが、中央構造線活断層に起因する熊本地震の発生により、徳島県におきましても地震の被害想定の見直し作業を行うなど減災に向けた取り組みが強化されております。

これらの状況を踏まえ、本市が進めるやすらぎ空間整備事業のうち、平成 29 年度以降に予定をしております金清自然公園周辺の再整備に当たり、金清自然環境活用センターは解体、撤去をするため本条例を廃止するものでございます。

施行日につきましては平成 29 年 4 月 1 日といたしております。

以上、議案第 25 号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第 26 号についての補足説明をさせていただきます。

議案第 26 号阿波市商工観光審議会条例の全部改正について。

阿波市商工観光審議会条例の全部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 2 月 21 日提出、阿波市長。

現行の阿波市商工観光審議会条例は、商工業の振興と経営近代化及び観光開発を推進するため、市長の諮問機関として審議会を置くことを定めております。

近年、人口減少、少子・高齢化など社会環境が大きく変貌する中、商工業及び観光の振興に関する事項を審議するためには、個々の諮問案件に柔軟に対応するための組織体制が必要であることから、阿波市商工観光審議会条例を全部改正いたします。

主な改正内容といたしましては、第 2 条で所掌事務を本市における商工業及び観光の振

興に関する事項について調査及び審議すると定め、第3条におきましては、審議会は委員15人以内をもって組織するとしております。また、第4条の任期では、市長の諮問に係る答申をしたときをもって満了するとし、第7条では、審議会の調査及び審議のために作業部会を置くことができると定めております。

施行日は平成29年4月1日といたしております。

以上、議案第26号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第27号についての補足説明をさせていただきます。

議案第27号消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について。

消費生活センターの組織及び運営等に関する条例を次のように定める。

平成29年2月21日提出、阿波市長。

近年、高齢化の進行や情報化の進展などにより、本市においても消費者トラブルが増加傾向にあります。今後も消費者の利益の擁護及び増進を図り、市民の消費生活の安定と向上に資するため、消費者安全法の規定に基づき、本市が設置する消費生活センターの組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項を定めた条例を新たに制定するものでございます。

主な内容といたしましては、第2条で消費生活センターを設置したときは名称及び位置、事務を行う日及び時間を公示することを定め、第3条では所長、消費生活相談員その他の必要な職員を置くことといたしております。また、第4条では、相談員の要件といたしまして消費生活相談員資格試験に合格した者、またはこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると市長が認める者とし、第7条では情報の安全管理に関し適切に管理することを定めております。

施行日は平成29年4月1日といたしております。

以上で議案第23号から議案第27号までの5議案につきましての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（江澤信明君） 秋山農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（秋山雅彦君） 議長の許可をいただきましたので、議案第28号阿波市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について補足説明をさせていただきます。

阿波市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例を次のように定める。

平成29年2月21日提出、阿波市長。

このたび農業委員会等に関する法律が改正され、平成28年4月1日から施行されました。今回の改正では農業委員会の業務として農地利用の最適化の推進が必須業務となり、農業委員の選出方法が変更され、新たに農地利用最適化推進委員が設置されたことにより、条例を制定し、おのおのの委員定数を定め、農業委員会の選挙による委員の定数等に関する条例を廃止し、あわせて阿波市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものです。

内容につきましては、第2条で農業委員の定数を19人に、第3条で農地利用最適化推進委員の定数を21人に、またそれぞれの委員報酬を農業委員会会長29万500円に、会長職務代理者23万7,800円に、農業委員21万6,100円に、新たに農地利用最適化推進委員を20万4,600円といたします。

施行日は平成29年4月1日からとし、現任委員について定員と報酬についてそれぞれ経過措置等を設けております。

以上、議案第28号について補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（江澤信明君） 町田企画総務部長。

○企画総務部長（町田寿人君） 議長の許可をいただきましたので、議案第29号について補足説明をさせていただきます。

議案第29号第2次阿波市総合計画基本構想について。

第2次阿波市総合計画基本構想を別紙のとおり策定することについて、阿波市議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定により議会の議決を求める。

平成29年2月21日提出、阿波市長。

この計画期間は平成29年4月から平成38年3月の10年間としております。

また、阿波市の将来像を「あすに向かって人の花咲くやすらぎ空間・阿波市」から「あすに向かって人の花咲くやすらぎと感動の郷土・阿波市」と変更をしております。計画の体系として6つの政策目標と34の施策により構成しております。

本市はこれまで、第1次阿波市総合計画に基づき合併新市としての基盤づくりや一体感の醸成等を着実に進めてまいりました。しかしこの間、地方創生時代の到来や全国各地における大規模災害の発生を初め、社会環境は大きく変化してきております。第2次阿波市総合計画はこうした内外の動向に的確に対応しながら、将来にわたって活力と魅力あふれ

る阿波市をつくっていくことを目的としております。

以上、議案第29号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（江澤信明君） 大野建設部長。

○建設部長（大野芳行君） 議長の許可をいただきましたので、議案第30号から議案第32号並びに報告第1号所管部分についての補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第30号阿波市道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定により、次のとおり阿波市道路線の認定について議決を求める。

平成29年2月21日提出、阿波市長。

道路線の認定につきましては、新設改良等に伴いまして、新たに市道として管理を行っていく路線についてであります。認定路線につきましては、市場町1路線、土成町3路線の計4路線となっております。

続きまして、議案第31号の補足説明をさせていただきます。

議案第31号阿波市道路線の変更について。

道路法第10条第3項の規定により、次のとおり阿波市道路線の変更について議決を求める。

平成29年2月21日提出、阿波市長。

道路線の変更につきましては、道路整備等に伴いまして、路線の起終点の変更を行うものでございます。変更路線につきましては、阿波町2路線、市場町1路線の計3路線となっております。

続きまして、議案第32号の補足説明をさせていただきます。

議案第32号阿波市道路線の廃止について。

道路法第10条第3項の規定により、次のとおり阿波市道路線の廃止について議決を求める。

平成29年2月21日提出、阿波市長。

道路線の廃止につきましては、道路整備事業の計画変更に伴いまして、路線の廃止を行うものでございます。廃止路線につきましては、阿波町1路線となっております。

以上、議案第30号から議案第32号までの補足説明とさせていただきます。

続きまして、報告第1号の債権の放棄について、所管部分の補足説明をさせていただきます。

ます。

報告第1号債権の放棄について。

阿波市債権管理条例第17条第1項の規定により、市の債権について下記のとおり放棄したので、同条第3項の規定により報告を行うものです。

平成29年2月21日提出、阿波市長。

建設部住宅課におきましては、市営住宅の家賃債権を報告させていただいておりますが、債権を放棄する基準は、債権管理条例第17条において9つの基準が定められており、消滅時効の完成や債務者の死亡、行方不明などにより徴収の見込みがないときなど、細かく規定されております。

今回、債権の放棄としてご報告させていただきます債権につきましては、条例第1項第1号該当については、既に市営住宅から退去するとともに、当該債権につき消滅時効5年が完成し、債務者がその援用をする見込みがあるもの、第7号該当につきましては、債務者が生活保護法の規定による保護を受け、当該債権につき消滅時効5年が完成し、履行の見込みがないと認められるものとなっており、住宅使用料、共益費合計で債務者70名、金額にして259万6,800円であります。

債権の放棄に先立って、2月1日に債権処理審査委員会を開催していただき、放棄の理由等を慎重に審議いただいたところであります。

今後、市営住宅の家賃徴収については、債権管理マニュアルに沿った迅速な家賃債権の回収に努めてまいりますので、ご理解をいただければと思います。

以上、議案第30号から議案第32号並びに報告第1号所管部分についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（江澤信明君） 坂東市民部長。

○市民部長（坂東重夫君） 議長の許可をいただきましたので、報告第1号債権の放棄について、市民部所管分について補足説明をさせていただきます。

今回報告いたします住宅新築資金等貸付金の債権放棄については、住宅新築資金91万5,823円、宅地取得資金44万3,064円、合計135万8,887円となっております。

放棄した理由につきましては、いずれも消滅時効期間10年が完成し、かつ債務者がその援用をする見込みがあるため放棄するものでございます。

以上、報告第1号についての補足説明とさせていただきます。ご承認くださいますよう

よろしくお願いいたします。

○議長（江澤信明君） 以上で補足説明が終わりました。

本日の日程はこれで終了いたしました。

次回の日程を報告いたします。

次回は、3月2日午前10時より代表質問、一般質問であります。

本日はこれをもって散会といたします。

午後0時26分 散会